

「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件

(令和8年厚生労働省告示第75号)」

【訪問看護ベースアップ評価料の抜粋】

十 訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該訪問看護ステーションに勤務する職員(以下「対象職員」という。)がいること。

ロ (略)

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の百分の五十未満であること。

ハクホ (略)

(3) 訪問看護ベースアップ評価料の注3、注7及び注8に規定する基準

継続的に賃上げを行っている訪問看護ステーションであること。

八 訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 主として医療に従事する職員(以下「対象職員」という。)が勤務していること。

ロ (略)

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の一分二厘未満であること。

ハクホ (略)

(新設)